

くにさきびと  
一般社団法人国東人 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人<sup>くにさきびと</sup>国東人と称する。

(目的)

第2条 当法人は、地域住民が安心安全な暮らしを維持するための支援を目的とし、次の事業を行う。

- (1) 地域防災活動
- (2) 高齢者団体の活動支援
- (3) ボランティア団体等の活動支援
- (4) 青少年健全育成に関する事業
- (5) 上記の活動に付随する物品等の販売
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を大分県国東市に置く。

- 2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

## 第2章 社員

(社員の資格の取得)

第5条 当法人の目的に賛同した者は、当法人の社員となるべき資格を有する。

- 2 当法人の社員となるには、当法人が別に定めるところにより当法人の代表理事に申込み、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第6条 社員は、当法人が別に定めるところにより入会金及び会費を支払い、以って当法人の経費を負担する義務を負う。

(社員の資格の喪失)

第7条 社員は、法令の定める事由のほか、継続して1年以上会費を滞納した場合に、その資格を喪失する。

### 第3章 社員総会

(社員総会の権限)

第8条 社員総会は、法令の定める事項のほか、入会金及び会費の額等について決議する。

(社員総会の開催)

第9条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要ある場合に開催する。

(社員総会の招集)

第10条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員総会の議長)

第11条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故あるときは、社員総会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長となる。

(議決権)

第12条 社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第13条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

### 第4章 理事

(理事の員数)

第14条 当法人の理事は、3名以上とする。

(理事の制限)

第15条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊な関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含

まれることになってはならない。

- ①当該理事の配偶者
- ②当該理事の三親等以内の親族
- ③当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④当該理事の使用人
- ⑤前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- ⑥前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第17条 当法人に代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第18条 理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

## 第5章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第19条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第20条 拠出された基金は、当法人が解散するまでこれを返還しない。

(基金の返還の手続き)

第21条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

## 第6章 計算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(剰余金の分配の禁止)

第23条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第24条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）した時に残存する財産は、これを社会福祉法人国東市社会福祉協議会に帰属させる。

## 第7章 附則

(最初の事業年度)

第25条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から設立年度の3月末日までとする。

(設立時役員)

第26条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事	藤原龍司
設立時理事	矢野誠治
設立時理事	本田勝久
設立時理事	徳丸一昭
設立時代表理事	藤原龍司

(設立時社員)

第27条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

大分県国東市武蔵町糸原1278番地1	
設立時社員	藤原龍司
大分県国東市武蔵町糸原1281番地1	
設立時社員	藤原優子

(法令の準拠)

第28条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他の法令に従う。

以上、一般社団法人国東人の設立のためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和5年7月19日

設立時社員 藤原龍司

設立時社員 藤原優子